登録事業所への説明事項(振興券の取扱い)について

- 振興券は現金と同様に使用できます。ただし、<u>つり銭は出さないで下さい。</u>
- 振興券は利用者(購入者)による、取扱店での商品・サービスの支払いに使用できます。ただし、ネット販売のコンビニ決済等には使用できません。
- 振興券は現金への換金、預貯金等の預け入れはできません。
 - ※振興券を換金できるのは、取扱店が振興券の決済をする場合に限ります。
- <u>今回の振興券は限定券(青色・大型店利用不可)と共通券(赤色・全店舗利</u> 用可能)がございます。お受け取りの際は間違えのないようご注意ください。 ※大型店とは大店立地法における店舗面積 1,000 平方に以上の店舗です。
- 振興券は使用期限内であれば、他店(事業所)で使用できますので、受け取った振興券は、再度使用できます。<u>ただし、取扱店が受け取った振興券で買い物をする際は、振興券裏面のチェック欄にレ印を付けて下さい。</u>
- 「宮若市振興券取扱店」のステッカーを、店頭等の見やすい場所に必ず貼って表示して下さい。
- 破損した振興券は、全体の2/3程度が残っていて且つ、偽造防止加工が破損していなければ振興券とみなします。
- 偽造等の不正利用により、事業所に損失が生じたときは、不正利用者より損害の全額を申し受けます。
 - ※<u>不正使用の疑いがあるときは、受取りを拒否するとともに、速やかに宮若</u> <u>商工会議所又は若宮商工会にお知らせ下さい。</u>
- 利用者から受け取った振興券の盗難・紛失・滅失は、当該取扱店(事業所) の責務となります。

換金方法(換金手続き)について

- 1. 取扱店は、所定の換金明細書を若宮商工会へご持参ください。
- 2. 取扱店への支払いは、毎週金曜日 17:00 までに換金明細書の受付を行った 分を、翌週の金曜日に、提出先の商工会議所・商工会で、<u>振興券と引き換え</u> に、小切手で支払います。(換金時間は午前 1 0 時~午後 3 時までとします。) ※ただし、小切手発行の短縮をご希望の際は別途ご相談ください。
- 最初の換金日は10月14日(金)といたします。
 <10月7日(金)までに換金明細書を提出された分>
- 4. 最終の換金日は、令和5年2月17日(金)とします。**2月18日(土)以降は、換金できませんので、ご注意下さい。**従って、換金明細書の最終締切日を2月10日(金)とします。
- 5. 換金は一括でなく、随時請求して頂いて結構です。 (この場合、換金明細書をその都度提出して下さい。)
- 6. 小切手受領時に、換金明細書に受領者の記入と押印をお願いします。
- 7. 受領される小切手を、線引き小切手にするかしないかを、所定の換金明細書で選択して下さい。
- 8. 小切手受領後はお早めに(遅くとも1週間以内に)小切手に記載の金融機関にて、現金化もしくは口座入金を行ってください。
- 9. 換金明細書の必要分は、コピーをお願いします。また、宮若商工会議所ホームページ < http://www.miyawakacci.or.jp/ >にも掲載しますので印刷してご利用ください。

(お問い合せ先・換金明細書の提出先)

·若宫商工会 宮若市福丸250番地1

T E L : 0 9 4 9 - 5 2 - 0 6 4 0